

津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会

委員長 別所千万男 様

10月4日開催の第2回津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会は、過日、事務局より提出頂いた貴重な資料に関して、委員の方々から様々な意見が出される重要な機会だと思っておりますが、仕事の関係から欠席させて頂く失礼をお許しください。

さて、新「津市」の誕生に際しては様々な方々が努力され、今日を迎えられましたことに、まずは敬意を表したいと思います。県都「津」にふさわしい自治体が創世されることを市民の一人として願っております。

ところが、地方自治体に関しては、政府の「骨太方針2004」を踏まえた地方歳出や地方交付税の圧縮ならびに地域公務員給与の引き下げなどが進められています。このことは、地方経済や地方の中小企業や労働者の賃金にも大きな影響を与えることが予想されます。特に、本年8月15日に出された国人事院勧告では、約50年ぶりとなる大幅な給与制度の改正が勧告されました。主な概要は給与水準を全国一律平均4.8%引き下げ、広域異動手当、本府省手当、地域手当の新設、いわゆる「地域給与の導入」や級構成の再編とフラット化、枠外昇級の停止などです。こうした中で、津地区合併協議会の「新市まちづくり計画」の中でも義務的経費抑制の観点から、総人件費の抑制が計画されています。これらのことは、新市特別職の報酬に関しても避けて通れないことだと考えています。

しかしながら、画一的な賃金の抑制は職員の志気の低下や労働意欲の低下を招くことが懸念されます。さらに新「津市」は県都に相応しい賃金体系であることも重要だと思います。幸いにも合併後における新市の財政能力指数は大きく低下しないことが予想されています。このことから一定の報酬を支払われることになんら問題はないと思います。

一方、これまでに合併が行われた市における市長の報酬については資料にもありましたように、執務執行者の報酬を踏襲することが多くの自治体で行われています。さらに、在任特例を用いていない場合は合併される新市の中核となっている旧市の報酬等を踏襲していることが資料からも読みとれます。

したがって、新「津市」の特別職報酬等については現「津市」の報酬等を踏襲されることが適切かと考えます。このことは、あくまでも私見であり、委員の皆様方の意見を左右するものではなく、意見の集約に際しては委員長に一任させて頂くことを申し添えます。

最後に、本会議が委員各位の忌憚のない意見のもと審議が進められ、より良い提案がなされますことを心からお祈しています。

平成17年9月30日

中勢地区労センター  
議長 村上和美